

## 第6回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年12月21日(木) 午後3時30分から午後4時45分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人  
会長 6番 中井 悟  
会長職務代理 3番 西元 道啓  
委員 1番 中村 広 2番 気田 仁奈  
5番 面田 和幸 6番 伊藤 忠幸  
8番 坂野 幸夫 10番 杉本 峯一  
11番 石井 妙司 12番 坂井 明治  
13番 近藤 一祝 14番 黒川 利光  
15番 宮武 正人 16番 安田 伸二
- 4 欠席委員 9番 吉田 靖志
- 5 議事日程  
第1 会議録署名委員の指名について  
第2 会期の決定について  
第3 諸報告について  
第4 農地法第18条第6項の規定による通知について  
第5 農地法第3条の規定による許可申請について  
第6 農地法第6条第1項の規定による報告について  
第7 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
第8 第1回振興・農政専門委員会について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則  
農地係長 小柳 大騎

## 7 会議の概要

議長  
(中井会長)

ただいまの出席委員は、14名であります。  
定足数に達しておりますので、これから第6回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

なお、欠席の申し出が吉田委員からありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

それでは、11番石井委員と12番坂井委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第5回の総会以降の諸般について、報告します。

11/29 後志地方連独自要望書提出(4区議員) 東京都

11/30 全国農業委員会会長代表者集会 東京都

12/13 育苗施設運営委員会 蘭越町役場

12/14 市町村農業者年金協議会代議員等研修会 共和町役場

12/20 北海道農業会議常設審議委員会 札幌市

12/21 振興・農政専門委員会 蘭越町役場

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

番号1番から番号3番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。

令和5年12月21日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成24年2月28日から平成29年3月31日までで農地法によるものです。通知年月日は令和5年12月8日、解約成立年月日等は令和5年12月21日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成22年3月30日から令和2年3月31日及び平成31年3月28日から令和6年3月26日までで農地法によるものです。通知年月日は令和5年12月15日、解約成立年月日等は令和5年12月21日です。解約理由は、畑地化促進事業交付決定に伴い、契約の内容を変更するため、解約するものです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和3年2月8日から令和8年2月7日までで強化法によるものです。通知年月日は令和5年12月15日、解約成立年月日等は令和5年12月21日です。解約理由は、耕作できないためです。

ご審議願います。

議長  
(中井会長)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

5番  
(西田委員)

番号1番、内容につきましては、事務局説明通りでございます。場所に関しては、〇〇から〇〇に向かって、〇〇を進み、突き当りを左に曲がって正面の位置にある農地となります。以上よろし

くお願いいたします。

1 番  
(中村委員)

番号 2 番、内容につきましては、事務局説明通りでございます。場所ですが、〇〇さん宅の周りの道路挟んで両サイドとなっております。

よろしくお願いいたします。

3 番  
(西元委員)

番号 3 番、内容に関しては、事務局説明通りでございます。場所に関しては、〇〇から〇〇の方に道路を上がっていきまして、最後に〇〇とぶつかるのですけども、〇〇の反対側にある農地でございます。よろしくお願いいたします。

議 長  
(中井会長)

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長  
(中井会長)

質疑なしと認めます。

原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長  
(中井会長)

本案は原案のとおり受理することとします。

日程第 5、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

番号 1 番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第 3 条第 1 項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和 5 年 1 2 月 2 1 日提出。蘭越町農業委員会会長名。

番号 1 番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は畑地化促進事業交付決定に伴い契約内容を変更し、引き続き農地を借り

受けして、農業経営の安定化を図るためです。そのため、現況も解約時の田から畑に変わっています。10a当たりの価格は〇〇円となり、総額で〇〇円となります。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和15年12月20日までの10年間です。調査書は別紙のとおりです。

ご審議をお願いします。

議長  
(中井会長)  
1番  
(中村委員)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

番号1番、内容については事務局説明の通りでございます。場所ですが、〇〇さん宅周りとは道路向かいとなっております。どうぞよろしく願いいたします。

議長  
(中井会長)

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長  
(中井会長)

質疑なしと認めます。  
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長  
(中井会長)

本案は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

日程第6、議案第3号 農地法第6条第1項の規定による報告  
についてを議題とします。

番号1番について上程します。  
事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第3号 農地法第6条第1項の規定による報告について、  
農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出の  
あった事業報告について、各要件の確認を求める。令和5年12  
月21日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1、令和5年11月30日付けで〇〇より、農地所有適格法人報告書の提出がありました。

内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議をお願いします。

議長  
(中井会長)

ただ今事務局から説明があり、各項目の要件について確認をしたとのことですが、報告内容について質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議長  
(中井会長)

質疑なしと認めます。

今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

本案は原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

日程第7、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号1番から番号6番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和5年12月21日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で共済水張面積

価格で〇〇円で、総額で〇〇円です。対価の支払期限は令和6年1月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和6年2月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。  
調査書は別紙のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和5年12月26日から令和8年12月25日までの3年間です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するためです。  
調査書は別紙のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和5年12月26日から令和8年12月25日までの3年間です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するためです。  
調査書は別紙のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和5年12月26日から令和8年12月25日までの3年間です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するためです。  
調査書は別紙のとおりです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で〇〇円、総額で〇〇円です。対価の支払期限は令和6年1月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和6年2月1日です。譲渡理由は耕作できないため譲渡するものです。  
調査書は別紙のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設

定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和5年12月26日から令和15年12月25日までの10年間です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するためです。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議をお願いします。

議長  
(中井会長)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

5番  
(西田委員)

番号1番、内容につきましては事務局説明の通りでございます。議案第1号1番で説明しました場所となります。

どうぞよろしくお願いいいたします。

11番  
(石井委員)

番号2番、内容につきましては事務局説明の通りでございます。場所は、〇〇から向かって、〇〇を左に曲がりまして、〇〇位進んだ先にある農地でございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

16番  
(安田委員)

番号3番、内容につきましては事務局説明の通りでございます。場所ですが、〇〇さんの住宅の裏側にある農地です。

番号4番、内容につきましては事務局説明の通りでございます。場所ですが、先ほどの〇〇さんの住宅の道路挟んで向かい側にある農地になります。

よろしくお願いいいたします。

6番  
(伊藤委員)

番号5番、6番、内容につきましては事務局説明の通りでございます。番号5番の場所ですけれども、〇〇の道路向かいの場所になります。

番号6番、場所は、〇〇から〇〇方面へ〇〇ほど戻ってきたところの〇〇側になる場所になります。

よろしくお願いいいたします。

議長  
(中井会長)

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。



全委員	質疑なし。
議 長 (中井会長)	質疑なしと認めます。 異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。
全委員	質疑なし。
議 長 (中井会長)	本案は原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。
	日程第8、報告第1号 第1回振興・農政専門委員会について、近藤振興・農政委員長より報告をお願いします。
1 3 番 (近藤委員)	総会前に第1回振興・農政専門委員会がありまして、蘭越町におけるこれからの気候変動・地球温暖化対策について、協議しました。高温対策に関して、今年は被害が色々出ていますけれども、町内でも米やほかの作物で被害がでて大変な状態だという事で、これから何回か協議の場を設けたいと思います。協議している中で農業者の皆様には高温対策の補助金を活用していただきたいと改めて意見が出ました。今日の協議では広い視野で考えた部分もありまして、詳細については詰めていませんので、皆様の意見を貰って検討していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。
1 4 番 (黒川委員)	補足説明です。私もあまり詳しくはないのですが、国の方ではみどりの食料システム戦略を出されまして、システム戦略の中でも、オーガニックビレッジの創出に取り組むと補助金が貰えることとなります。その主体は、自治体や協議会を含めた団体を作って、それを主体になるようにするのではないかなと思っております。そういうのも含めまして、町内においても少し勉強や準備をして、その事業に乗れる法人、個人を育てていかないとならない状況になるのではないかなと思っております。資料はないのですが、ネットで見ると北海道では安平町のみがこの事業に取り組んでおります。そういうことも含めまして酒米ばかりではなく、オーガニックにも取り組むことによって新規就農者がお米ばかりではなく、他の作物にも取り組めるのではないかな、と提案中の意見を述べさせていただきました。 以上です。

議長  
(中井会長)

ただ今、報告がありました内容について、ご質問等ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長  
(中井会長)

以上で、よろしいですか。

議長  
(中井会長)

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局  
(高田局長)

次回総会は1月30日(火)午後3時30分からを予定しており、総会終了後に幽泉閣にて新年会を予定しておりますので、よろしくをお願いします。

その他の報告ですが、農林水産課からの資料として参考資料1、参考資料2と書かれたものをお手元に配付しております。

まず、参考資料1になりますが、育苗施設のマット等の単価改正及び乾燥土の販売停止について、12月13日の運営委員会において承認された内容が記載されております。資材や光熱費等物価高騰による単価の引き上げを、再来年の令和7年度より実施することです。

また、土乾燥炉の負荷軽減のため、同じく令和7年度から、土の製造販売を中止することです。

この内容につきましては、議会の承認を得ておりませんので、あくまでも現時点での方針ということになります。

次に参考資料2につきまして、当委員会から町長へ提出しました、農業生産資材及び原油価格高騰に伴う要望書について、町では対応への検討を続けておりましたが、農業者に絞った支援対策は難しいとの上層部の判断もあり、町民全体に対しての物価高騰対策として、町内限定の商品券の配布を行うこととなりました。

もうすでに商品券については、皆様のお手元に届いていることと思います。

これは、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策による、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したもので、内容としましては、全町民に対し、1人あたり5,000円の蘭越町くらし応援商品券を配布し、生活支援を図るものになっており、12月14日の第4回蘭越町議会定例会にて、補正予算が可決されております。

以上で私からの報告を終わります。

事務局  
(小柳係長)

まず、例年行っている社会福祉協議会への歳末たすけあい募金運動についてですが、今年も例年と同額の15,000円を委員協議会会計より募金させていただきますので報告いたします。

最後に1月23日に札幌で行われる「所有者不明土地について」の研修についてですが、現在のところ出席希望者は2名です。確定ではありませんが、恐らく事務局随行なしの現地集合となる見込みが高いです。

以上です。

議長  
(中井会長)

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第6回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時45分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟